

川崎市立川崎病院内科専攻医研修管理委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院内科専攻医研修管理委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営等に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、川崎市立川崎病院内科専門研修プログラム管理委員会の下部組織として、次の各号に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 施設内で研修する内科専攻医の研修管理
- (2) 各基幹施設に設置されている内科プログラム管理委員会との連携
- (3) その他研修管理に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から病院長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任の委員がない場合は、後任の委員が決定するまでの間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。

(運営)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、第2条に掲げる事項について審議し、決定する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局庶務課において処理をする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。